

社会福祉法人美熊野福祉会役員報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美熊野福祉会の役員の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事・評議員及び監事等をいう。

(報酬の額)

第3条 非常勤役員の報酬については、別表1に定めるものとする。ただし、当法人の職員として給料等を受ける者にあたっては、報酬を支給しない。

2 常勤役員の報酬については、別表2に定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 非常勤役員の報酬については、役員会等出席の都度に支給する。

2 常勤役員の報酬については、当法人の職員に準じて支給する。

(費用弁償)

第5条 役員が公務のため旅行した時は、当法人の職員旅費規程に準じて支給する。

2 非常勤役員が旅行した時は、第3条の報酬も合わせて支給するものとする。

3 非常勤役員が役員会等に出席した場合は、職員旅費規程第2条に定める交通費を支給するものとする。ただし、当法人の職員として給料等を受ける者にあたっては支給しない。

附 則

1 この規程は、平成26年11月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(関係規程の廃止)

2 社会福祉法人美熊野福祉会役員等旅費規程（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

別表1

区 分	報 酬 額
理 事	1回 5,000円
評 議 員	1回 5,000円
監 事	1回 5,000円

※その他、相談役等を置いた場合も上記に準じる。

別表2

区 分	報 酬 額
常 勤 理 事 長	月額 200,000円 賞与は職員に準じる